

4 点検の結果、自主的に改善が図れる内容の場合以外については実地検査をするなど所要の行政上の対応を検討し実施する。

## 2 介護サービス事業者に対する法令等遵守の徹底について

先般2月6日の社会保障審議会介護保険部会において、「介護事業運営の適正化に関する有識者会議報告書」の内容が了承され、制度の見直しはこの方向に沿って進めるべきであるとの意見があり、これを受け、介護サービス事業者に対する法令等遵守の管理体制整備の義務付けや広域的に介護サービス事業を展開する介護サービス事業者の本部等に対する立入調査権の創設等を内容とする法案の提出を予定しているところである。

立入調査権の創設等に伴う介護サービス事業者の立入調査等に係る具体的実施方法については、法律の成立を待って、今後ガイドラインやマニュアルの策定等について検討していくこととしているのでご了知されたい。

## 3 指導監督関係報告について

毎年、都道府県等から事業年度報告として提出いただいている指導監査結果報告については、本年度と同様の報告をお願いする予定である。

また、平成20年度からは、指導監査結果報告と合わせて、各自治体の指導監督体制の状況についても、本年1月と同様の報告を定例的にお願いすることとしているので、ご了知されたい。

## 4 平成20年度実地ヒアリングスケジュールについて

厚生労働本省による自治体への実地ヒアリングの日程については、別途お示しする予定である。